

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の「物品の製造」又は「物品の販売」を有する者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積書の提出先

東京神奈川森林管理署 総務グループ（TEL：0463-32-2867）

〒254-0046 神奈川県平塚市立野町38-2

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きして下さい。

※見積書の宛名は「関東森林管理局 東京神奈川森林管理署長」として下さい。

3. 契約書等の作成の要否

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収または契約書を作成します。
(契約金額により省略する場合があります。)

4. その他

- (1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。
- (2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。